

東日本大震災からの復興状況 ～南三陸町の状況～



平成26年10月

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から3年7ヶ月が過ぎ、平成24年度は『復興元年』として、平成25年度は『生活再建・住宅再建元年』の位置づけのもと、壊滅的な被害からの復旧・復興に向け全町を挙げて取り組んでまいりました。

我々の先人が幾多の大津波により甚大な被害を受けながらも、不撓不屈の精神でこれらの苦難を乗り越え町を再建してきたように、私達もこれまでの取り組みにより沿岸部を席卷していた瓦礫の処理を進め、昨年度末を以って処理が完了し、震災後の無残な姿からの脱却は順調に進みつつあります。

平成26年度は南三陸町復興計画において、復興事業を本格的に展開していく『復興期』の中間的な年度であるとともに、創造的復興を目指す『発展期』の初年度となります。

創造的復興に向けて行政がその基盤になるものを確実に整備し昨年掲げた『生活再建・住宅再建元年』に『産業再生の地固め』を加え、復興が現実として感じられる施策の展開を図るとともに、本資料では南三陸町の復興に向けた取組み、地域の現状や課題について説明いたします。

最後になりますが、東日本大震災を機に日本国内外からの手厚いご支援に対し感謝いたします。

平成26年10月
南三陸町長 佐藤 仁



(平成24年5月撮影)



(平成26年10月撮影)

志津川中学校より志津川市街地を望む

1. 応急復旧

1-1 避難者・仮設住宅の状況

■ 避難者の減少

平成24年5月末時点では、県内県外に合わせて929世帯がみなし仮設住宅等へ入居していたが、平成26年8月末時点では626世帯まで減少している。

	H24.5.29	H24.12.27	H25.10.31	H25.12.31	H26.5.31	H26.8.31	増減
	a	b	c	d	e	f	a-f
県内仮設	736	715	645	625	540	498	-238
県外仮設	193	170	162	147	137	128	-65
合 計	929	885	807	772	677	626	-303

県内498世帯の市町村内訳

登米市	仙台市	南三陸町	気仙沼市	石巻市	大崎市	栗原市	富谷町	大和町	名取市	利府町	その他	合計
248	110	39	26	18	12	11	5	5	4	5	15	498

■ 仮設住宅等の状況

仮設住宅戸数 2,195 戸 ※平成23年8月末までに整備完了

町内 52箇所(1,709戸)

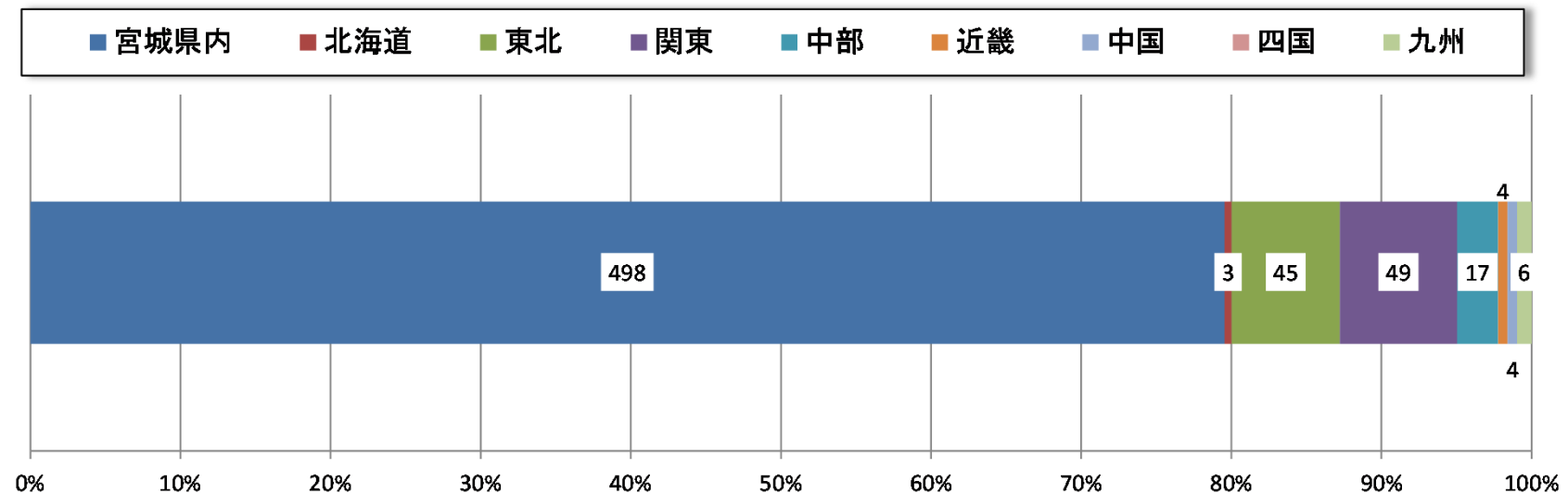
町外(登米市)6箇所(486戸)

仮設住宅入居戸数 1,898戸 (世帯数 1,665世帯(4,791人))
(平成26年8月20日現在)

1. 応急復旧

■ 避難者の避難先

宮城県内が約80%を占めているが、宮城以外の東北5県に45世帯、関東地域に49世帯が避難している。



地区名	宮城県内	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
避難世帯数	498	3	45	49	17	4	4	0	6

単位: 世帯

*平成26年8月31日現在

1. 応急復旧

■ 仮設住宅での暮らし

東日本大震災から3年7ヶ月が過ぎましたが、今なお町内外58カ所の仮設住宅に1,665世帯(4,791人)が生活されています。

町や社会福祉協議会では仮設住宅でのコミュニティ形成の支援や、生活支援員により住民の不安や寂しさを傾聴しながら、一人ひとりの気持ちの寄り添う活動を行っています。

仮設住宅での生活が長期化する中、一日でも早く仮設住宅から『終の棲家』に移れるよう防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業を進めています。



仮設住宅集会所での『おちゃっこ』



生活不活発病防止のレクリエーション

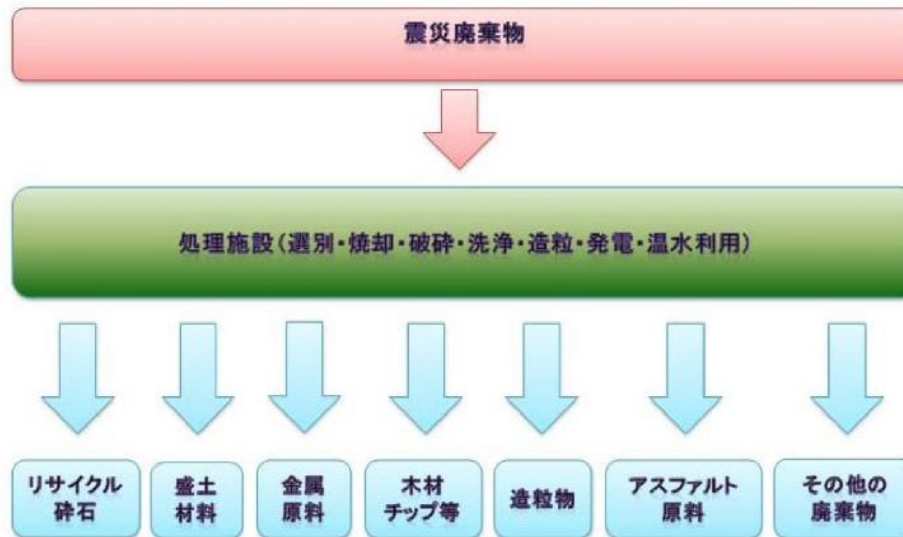
1. 応急復旧

1-2 災害廃棄物(がれき)処理の状況

■災害廃棄物処理

南三陸町戸倉地区在郷の廃棄物処理施設
(平成26年3月末にて業務終了)等により、
南三陸町内にて発生した災害廃棄物の処理
実績 72.3万t ※津波堆積物含む

災害廃棄物は施設にて選別、洗浄、破碎され復興資材(砕石・盛土材等)へリサイクルし復興工事に再利用される



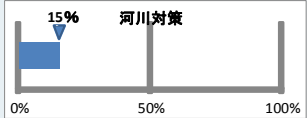
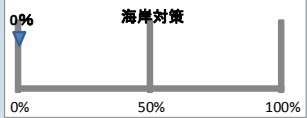
出典:
http://www.shimz.co.jp/construction/minami_sanriku/about/facilities.html

2. まちの復旧・復興

2-1 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況①

■安全・安心のための基盤整備関係

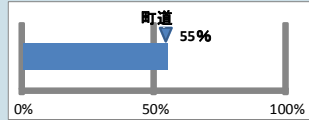
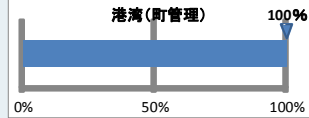
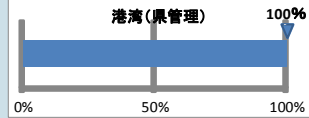
災害廃棄物の処理は進捗率100%となっているが、河川対策および海岸対策は約15%以下の進捗率となっている。

項目：指標	進捗率	復旧復興の状況 /被害の状況
災害 廃棄物の 処理	平成26年3月 事業完了	進捗率 100% 推計量 72.3万t
河川対策		着手済 2箇所 被災箇所数 13箇所
海岸対策		着手済 0箇所 被災箇所数 14箇所

(平成26年9月現在)

■交通関係

港湾は県管理・町管理ともに100%着手済みとなっているが、町道は約55%が着手済みであり、約半数の箇所が未着手となっている。

項目：指標	進捗率	復旧復興の状況 /被害の状況
交通網 (町道)		着手済 24箇所 被災箇所数 44箇所
町管理 港湾		着手済 19箇所 被災箇所数 19箇所
県管理 港湾		着手済 4箇所 被災箇所数 4箇所

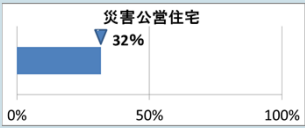
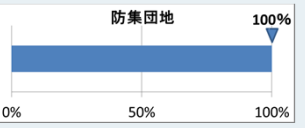
(平成26年9月現在)

2. まちの復旧・復興

2-2 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況②

■災害公営住宅・まちづくり関係

災害公営住宅は2地区84戸が完成、3地区160戸が工事中となっている。また、防集団地は28団地全てが大臣同意を得て、平成25年度末までに6団地(41戸)にて竣工。

項目：指標	進捗率	復旧復興の状況/ 被害の状況
災害公営 住宅	 災害公営住宅 32%	計画8地区・770戸 着手済5地区・244戸 (うち2地区・84戸完成)
防集団地 (大臣同意を 得た地区数)	 防集団地 100%	計画28団地・865戸 全28団地が着手済み (うち6団地・41戸完成)

(平成26年9月現在)



造成が進む『伊里前地区中学校上団地』



住宅建設が進む『藤浜団地』

2. まちの復旧・復興

2-2 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況②

■住宅造成工事の進捗状況



2. まちの復旧・復興

2-2 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況②

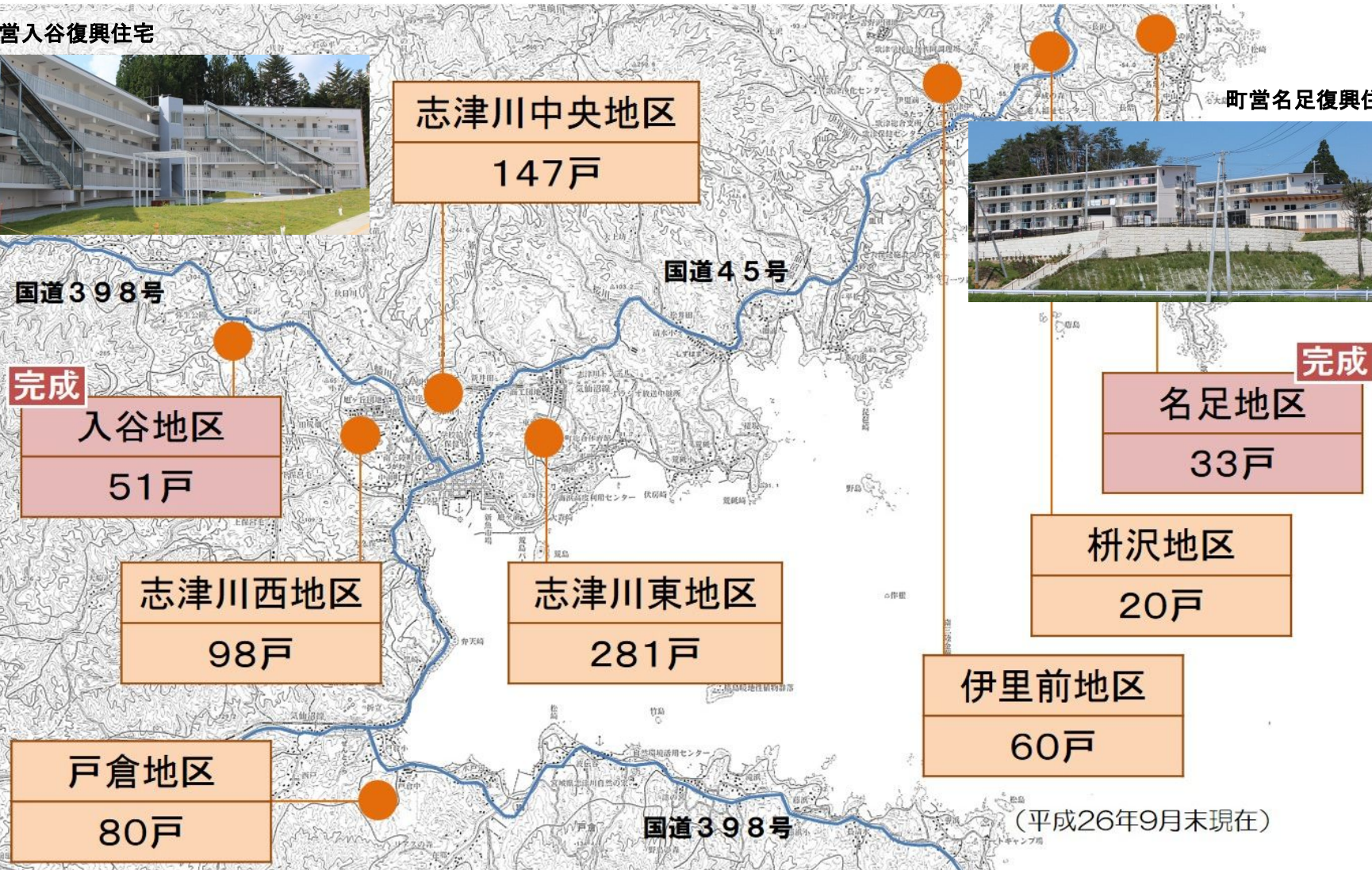
■災害公営住宅の整備予定

町内8地区で、災害公営住宅の整備を予定しています。

町営入谷復興住宅



町営名足復興住宅



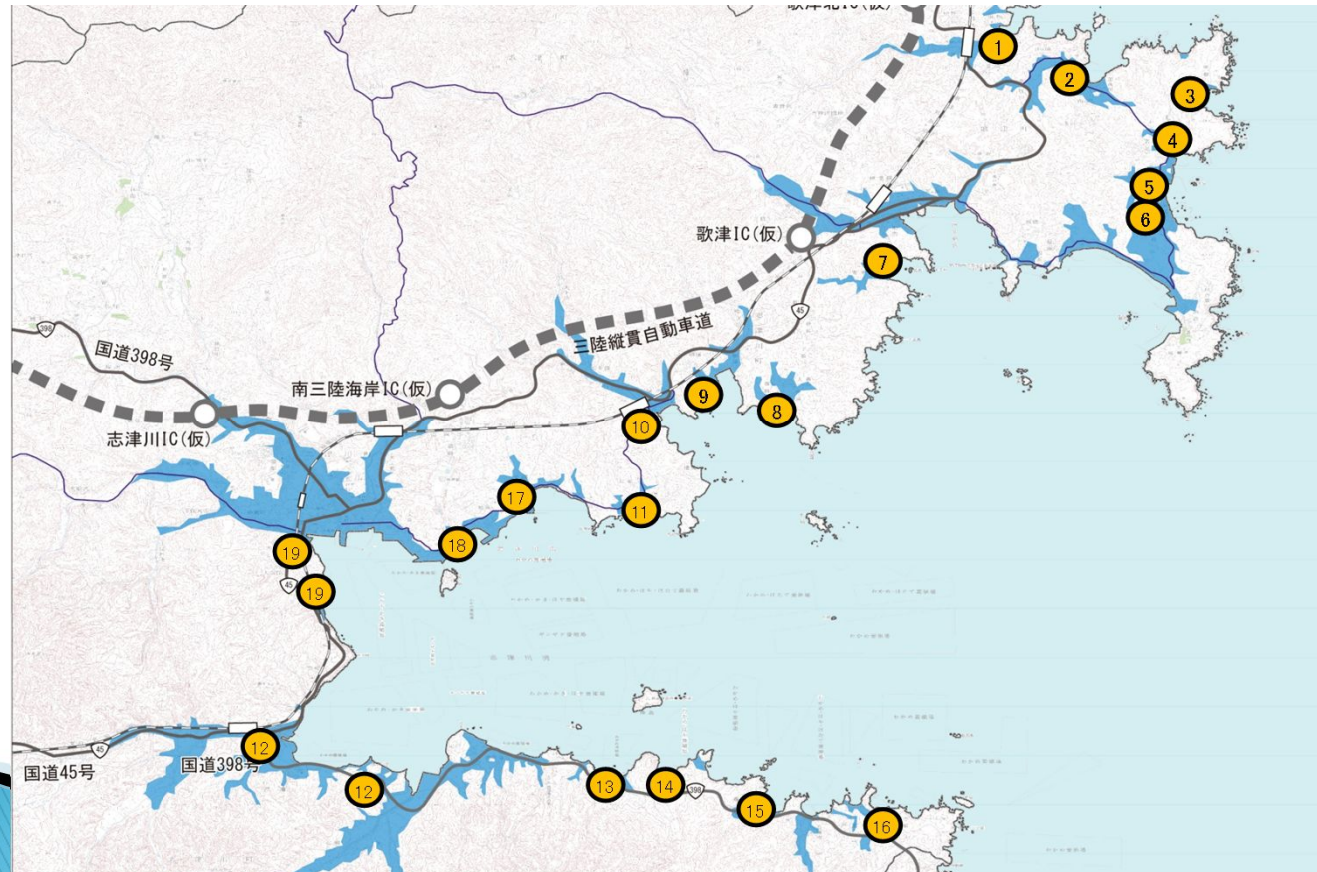
2. まちの復旧・復興

2-3 漁業集落機能強化事業の実施状況①

漁集事業は、東日本大震災により被災した漁港背後集落の円滑かつ迅速な復興のため、高台移転した居住エリアと漁港を結ぶ道路整備、避難路等の防災安全施設整備、土地効率を高める土地利用高度化再編整備などを主な対象メニューとした事業である。

南三陸町では、志津川漁港本港地区を除く23漁港25地区での実施を予定している。

(平成26年9月現在で19地区を交付申請。下図参照)



2. まちの復旧・復興

2-3 漁業集落機能強化事業の実施状況①

地区別の漁集事業の実施状況を以下に示す。

主な事業としては、集落道（避難道路）・防災施設・水産用地整備事業等となっている。

地 区	実施事業	工 期
① 港地区	集落道、防災施設、水産用地整備	H26～27
② 田の浦地区	集落道、防災施設、水産用地整備、集会所用地	H26～28
③ 石浜地区	防災施設、水産用地整備	H26～28
④ 名足地区	防災施設、水産用地整備	H26～28
⑤ 中山地区	防災施設、水産用地整備	H26～27
⑥ 馬場地区	集落道、防災施設、水産用地整備	H26～28
⑦ 寄木地区	防災施設、水産用地整備	H26～27
⑧ 韭の浜地区	集落道、防災施設、水産用地整備	H26～28
⑨ 細浦地区	集落道、防災施設、水産用地整備	H26～28
⑩ 清水地区	防災施設、水産用地整備	H26～28
⑪ 荒砥地区	集落道、防災施設、水産用地整備、集会所用地	H26～28
⑫ 折立・水戸辺地区	集落道、防災施設、水産用地整備	H26～28
⑬ 津の宮地区	集落道、防災施設、水産用地整備	H26～28
⑭ 滝浜地区	集落道、防災施設、水産用地整備	H26～28
⑮ 藤浜地区	集落道、防災施設、水産用地整備	H26～28
⑯ 寺浜地区	集落道、防災施設、水産用地整備	H26～28
⑰ 平磯地区	集落道、防災施設、水産用地整備	H26～27
⑱ 袖浜地区	集落道、防災施設	H26～28
⑲ 林・大久保地区	集落道、防災施設、水産用地整備	H26～28



共同利用施設用地(イメージ)



緊急避難路(イメージ)

2. まちの復旧・復興

■職員体制

◆南三陸町役場職員は335名、うち他の自治体等からの派遣職員として109名が、14都県、48団体から派遣されている

町職員	再任用	任期付職員	派遣職員 (自治体等)	派遣職員 (復興庁)	合 計
201	3	16	109	6	335

単位:人

* 団体数 48団体

: 東京都、宮城県、神奈川県、兵庫県、31市(西宮市等)、2区、9町、1村、復興庁

* 都県別 14都県

: 宮城県36名、兵庫県30名、神奈川県10名、東京都9名、愛知県8名、宮崎県4名、
鹿児島県3名、埼玉県2名、鳥取県2名、北海道1名、山形県1名、三重県1名、
佐賀県1名、長崎県1名、復興庁6名

2. まちの復旧・復興

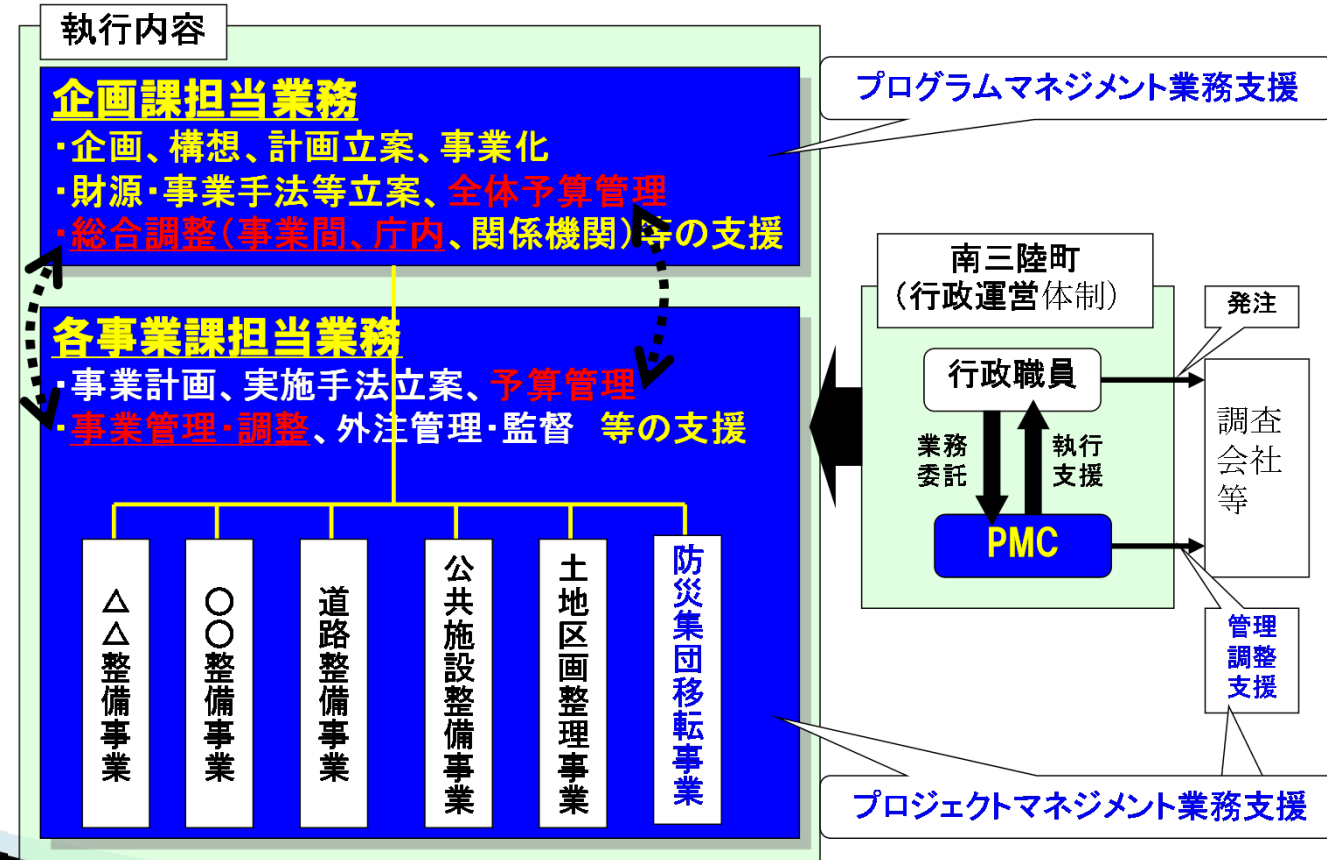
■新たな契約方式への取り組み

(PMC業務(市街地総合コーディネート業務)による行政機能の支援)

◆早期、確実な町の復興を目指し、町職員の皆様と一体的に民間ノウハウを活用しつつ行政事業そのものの執行を支援する総合かつ専門のコンサルタント集団

◆Pプログラム(またはPプロジェクト)・Mマネジメント・Cコンサルタント

⇒【PMC】

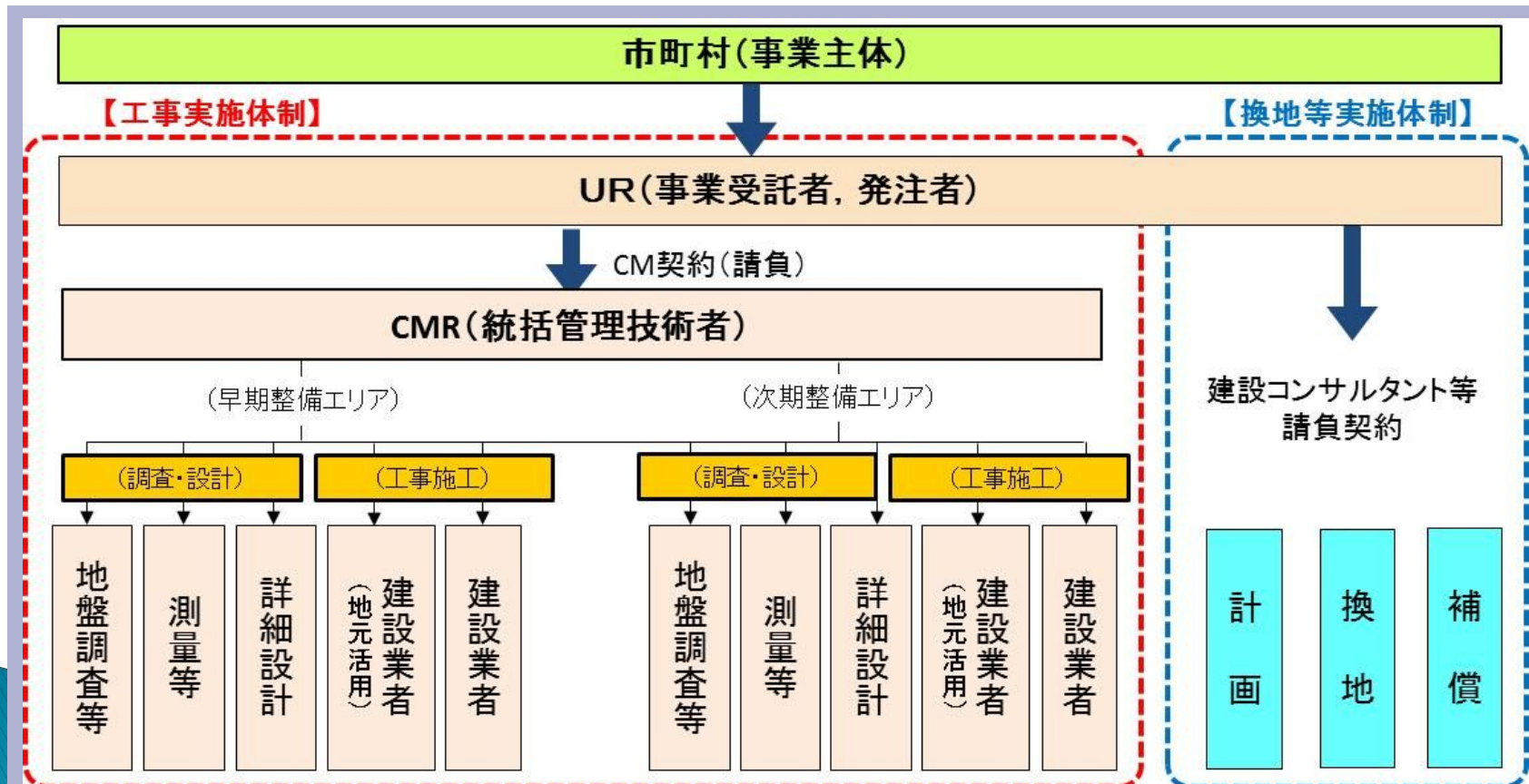


2. まちの復旧・復興

UR都市機構によるCM*方式とは

CMR（統括管理技術者）が、工事施工に関連して行う調査・測量、設計、施工と併せて、発注者が行うマネジメント業務の一部を請負い、発注者の代行者となって、中立的な立場で工程管理、品質管理、コスト管理、施工管理を行うもの。

◆事業執行体制(例)



CM*: construction management; 設計から施工管理等を含む総合的な建設管理を行うこと。

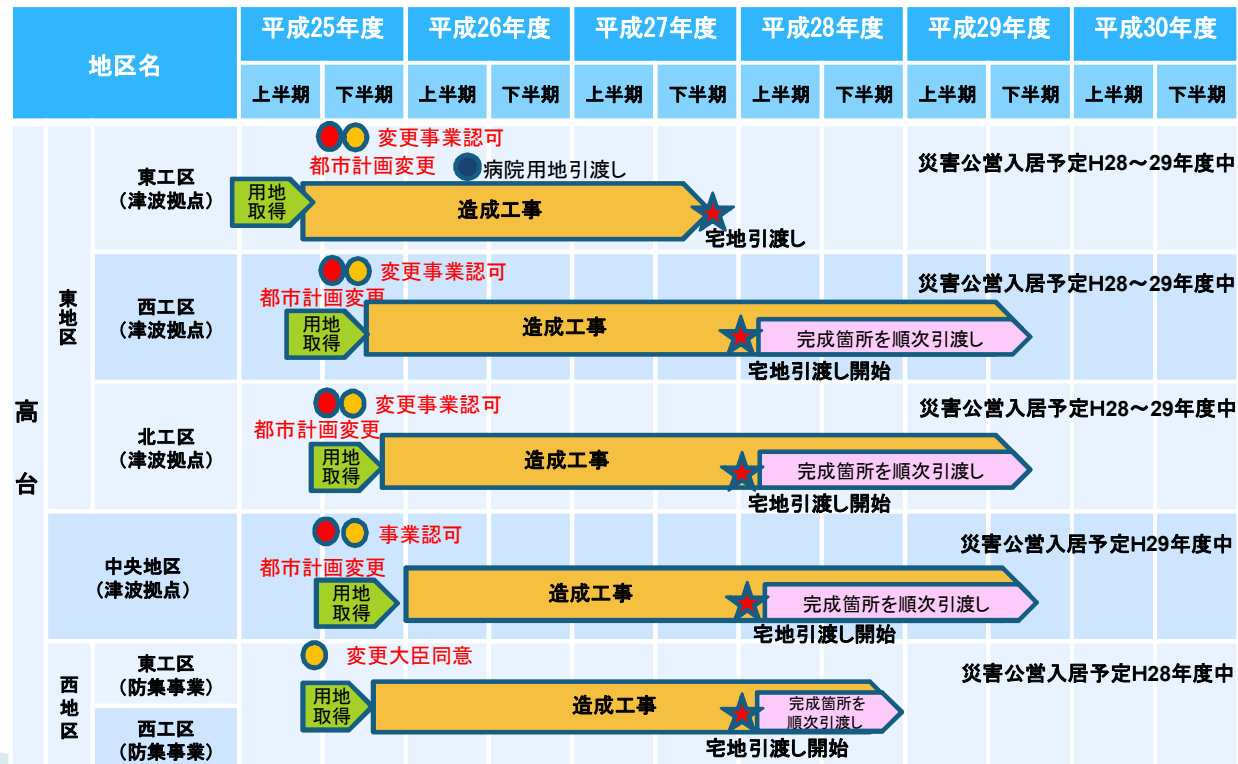
2. まちの復旧・復興

2-4 復興まちづくり

■被災地の市街地・居住地復興のための事業スケジュール

○津波復興拠点整備事業および防災集団移転促進事業のスケジュール

3 津波復興拠点整備事業及び防災集団移転促進事業について



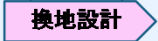
※このスケジュールは現時点の目標であり今後変更されることがあります

2. まちの復旧・復興

2-4 復興まちづくり

○被災市街地復興土地区画整理事業のスケジュール

4 被災市街地復興土地区画整理事業について 事業スケジュール（目標）

地区名	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
用地買収												
起工承諾												
事業計画		 事業認可										
個別相談会												
換地設計				仮換地指定								
工事		造成工事(まちびらきエリア)					宅地の引き渡し(使用収益の開始)					
		造成工事(その他エリア) → 完成次第、順次宅地引き渡し(使用収益の開始)										
換地計画 換地処分												換地処分 

※このスケジュールは現時点の目標であり今後変更されることがあります

2. まちの復旧・復興

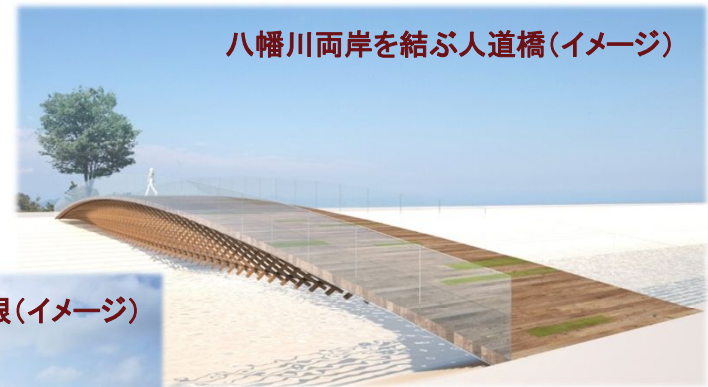
2-4 復興まちづくり

■ 志津川市街地グランドデザイン

志津川市街地における復興後のイメージとして世界的建築家である隈研吾氏より提案海と一体化した「回遊性と親水性のある街並み」が、漁村の雰囲気を残した商店街形成となっている。復興後の交流人口の更なる増加を目指すフラッグシップとして、今後デザインの具現化を進める

南三陸町志津川地区グランドデザイン
《製作》隈研吾建築都市設計事務所
Kengo Kuma & Associates

八幡川兩岸を結ぶ人道橋(イメージ)



「うみべの広場」大屋根(イメージ)



沿岸商業ゾーン(イメージ)



防潮堤沿い遊歩道(イメージ)



3. 産業・雇用

3-1 商工業の復興状況

■ 商工業の推移

- ・震災により473事業者が被災。うち262事業者が営業再開した。
- ・工場、店舗等、仮設施設により85事業所が再開した
- ・平成23年4月より毎月、復興市を開催している
- ・「伊里前復幸商店街」(平成23年12月)「南三陸さんさん商店街」(平成24年2月)がオープン
- ・「語り部」等、震災経験を伝えるツーリズムの実施
- ・「南三陸キラキラ丼」が復活(平成24年2月)
- ・平成25年4月1日から6月30日まで、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンに参画
- ・交流拠点としての「南三陸ポータルセンター」がオープン(町内外の交流事業)

■ 主な事例

グループ化補助金の活用事例
(独)中小企業基盤整備機構による仮設店舗等の整備



全国各地の優れた逸品と、南三陸町民の元気な笑顔に、福興市で会いましょう！



3. 産業・雇用

3-2 農業の復興状況

■津波被災農地の営農再開面積

○農地

復旧対象面積 246ha
復旧工事対象面積 224ha(すべて着手済み)
うち完成済み 73.5ha
※残り150.5haの復旧工事(ほ場整備事業
含む)は平成27年3月以降竣工予定

○水稻作付面積

震災前作付面積 285ha
H25年作付面積 144ha

○園芸

復旧対象面積 6.8ha
うち着手済み 3.3ha

○施設園芸

被災施設 158棟
復旧済み施設 61棟
菊1.5ha(12棟)・小松菜1.0ha(33棟)・いちご0.6ha(8棟)
・ほうれん草・きゅうり0.2ha(8棟)

■主な事例

復旧済水田へ水稻試験作付



菊(ハウス栽培)



3. 産業・雇用

3-3 水産業の復興状況

■水産業の復旧

○町管理漁港

被災漁港数 19港

復旧工事着手 19港

○漁船

震災前漁船数 2,194隻

震災後 約1,000隻

○養殖売上高

震災前(平成21年度) 約41億円

震災後(平成25年度) 約25億円

○魚市場水揚量

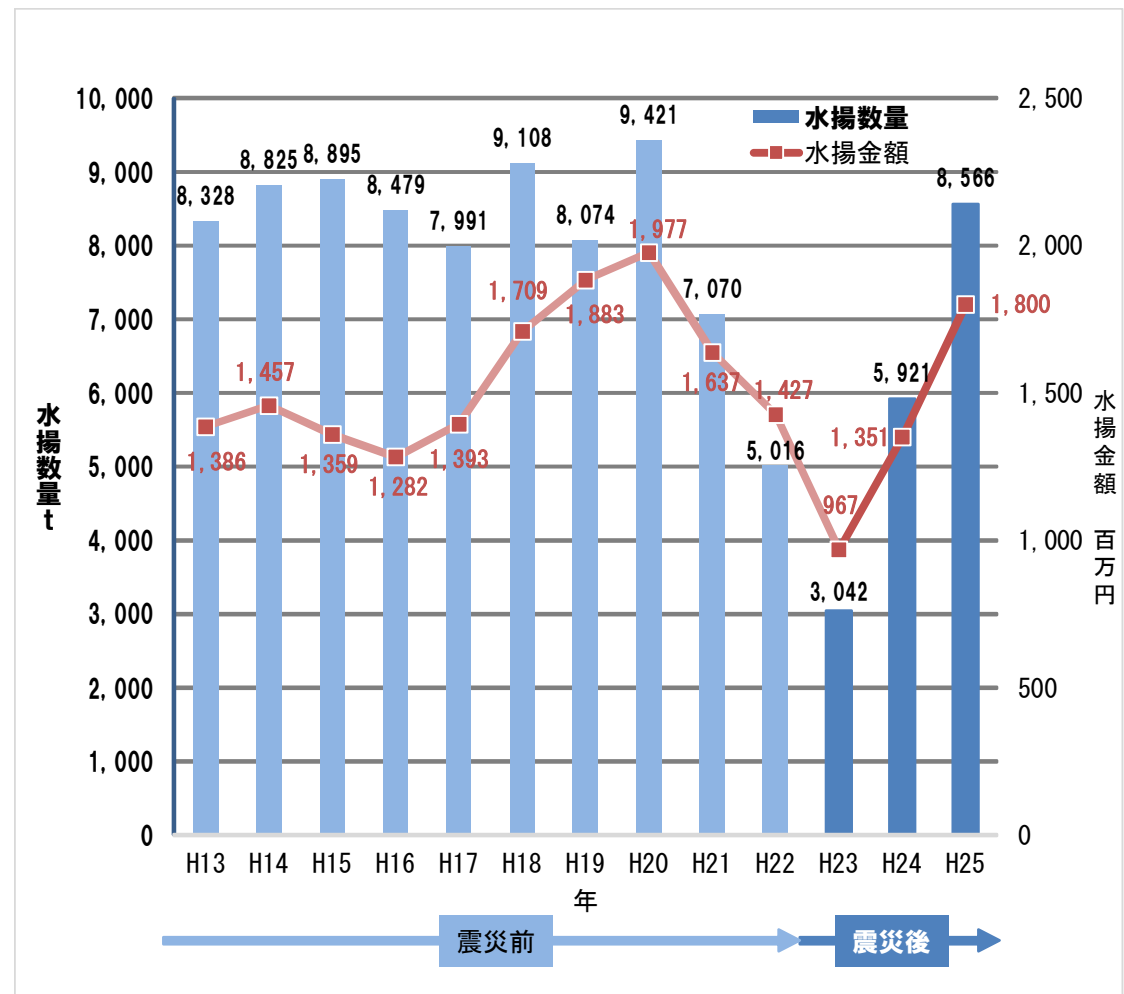
震災前(平成21年度) 7,070t

震災後(平成25年度) 8,566t

○魚市場取引額

震災前(平成21年度) 約16億円

震災後(平成25年度) 約18億円



3. 産業・雇用

3-4 観光業の復興状況

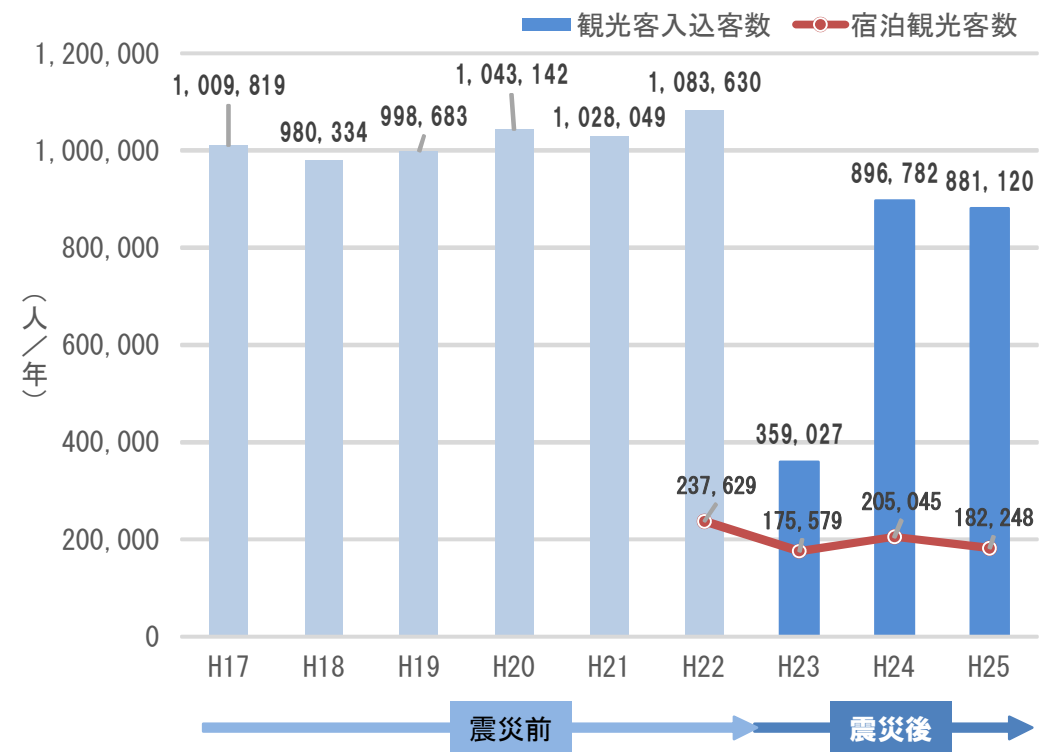
■観光入込客数の推移

震災が発生した平成23年は、観光入込が約36万人まで低下したが、平成24年時点では約90万人と被災前の9割程度まで回復している。イベントの増加や宿泊施設・釣船店の再開などから、やや横ばいの状態になっている。

■宿泊観光客数の推移

宿泊者数は震災前の約7.5割となっており、宿泊施設は徐々に増えているものの、宿泊者数は被災前の水準まで至っていない。

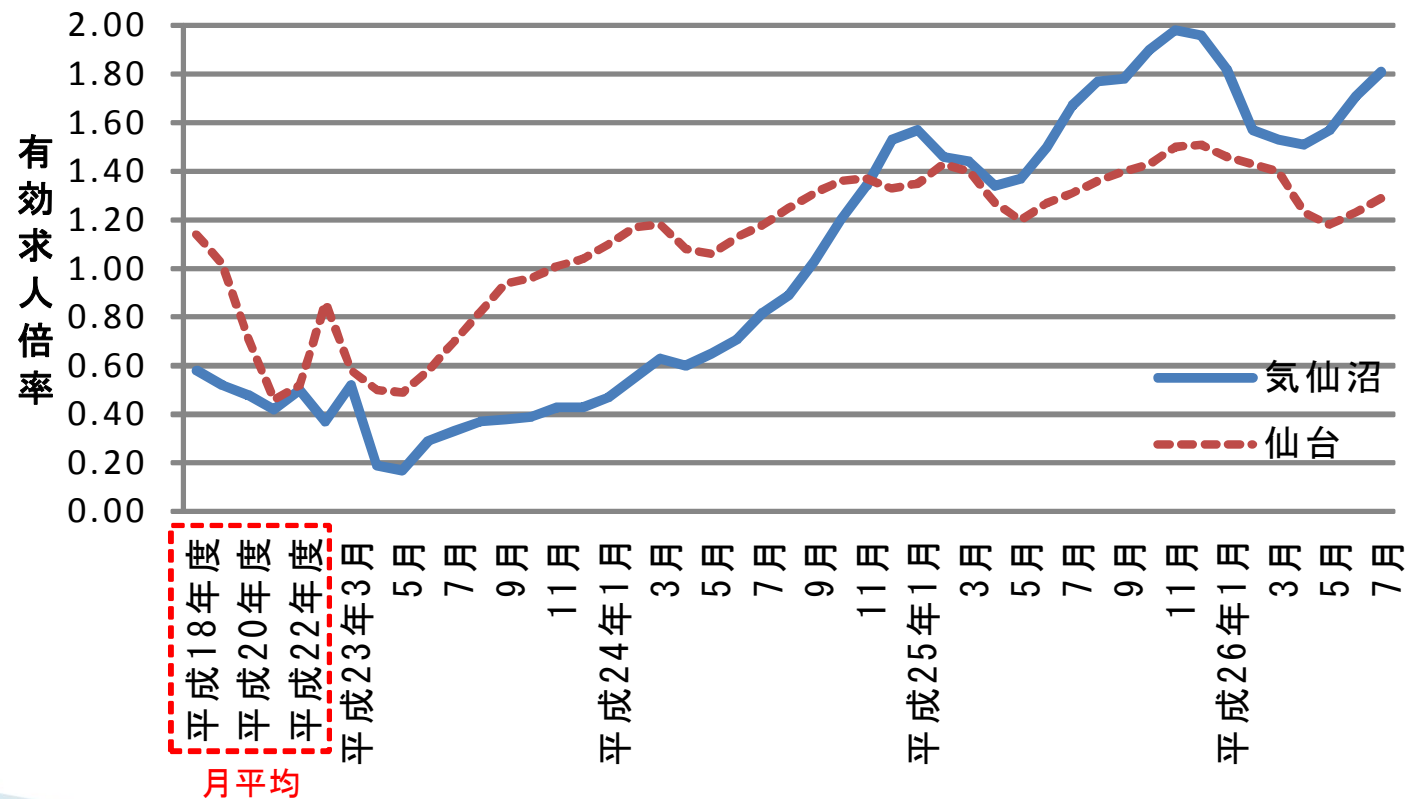
被災地観光目的の方々やボランティアの方々の食事・入浴の減少等により入込・観光客数が減少している。



3. 産業・雇用

3-5 雇用の状況

震災が発生した平成23年の有効求人倍率は0.5前後であったが、平成24年に入ると回復傾向を示し、平成24年9月以降は復興需要もあり、有効求人倍率は1.0を上回っている。



3. 産業・雇用

■ 公共交通：BRTの運行

JR気仙沼線は「柳津～気仙沼」区間で運休中となっているが、平成24年12月22日より、BRT(バス高速輸送システム)が本格運行開始した。さらに、鉄道敷を順次専用走行区間としていく予定である。



図 BRT駅
(志津川駅・運行状況提供システム)

3. 産業・雇用

3-6 復興に向けた動き

■医療：公立志津川病院

公立志津川病院は、町内に「公立南三陸診療所（平成23年4月18日）」と隣接する登米市米山町に公立志津川病院（平成23年6月1日、病棟38床※震災前は126床）を開設した。

なお、平成27年度の（仮称）町立南三陸病院開業に向けて、建設工事を進めている。



公立南三陸診療所

・診療科 10科
内科、循環器内科、外科、
整形外科、小児科、耳鼻科、
眼科、泌尿器科、皮膚科、歯科

※参考（民間開業医等）

復旧した施設（被災施設）

医 科	2	（ 6 ）
歯 科	2	（ 5 ）
薬 局	4	（ 11 ）

4. 公共施設

3-6 復興に向けた動き②

■教育：戸倉小学校

戸倉小学校は海岸から200m付近に位置していたが3階建ての校舎屋上を越える津波が来襲し、全壊しました。

現在は志津川小学校に併設し教育活動を行っており、新しい戸倉小学校は戸倉防災集団移転事業用地に隣接する区域にて着工し、平成27年度2学期からの供用を目指し建設中



5. ボランティアの状況

■ ボランティア数の推移

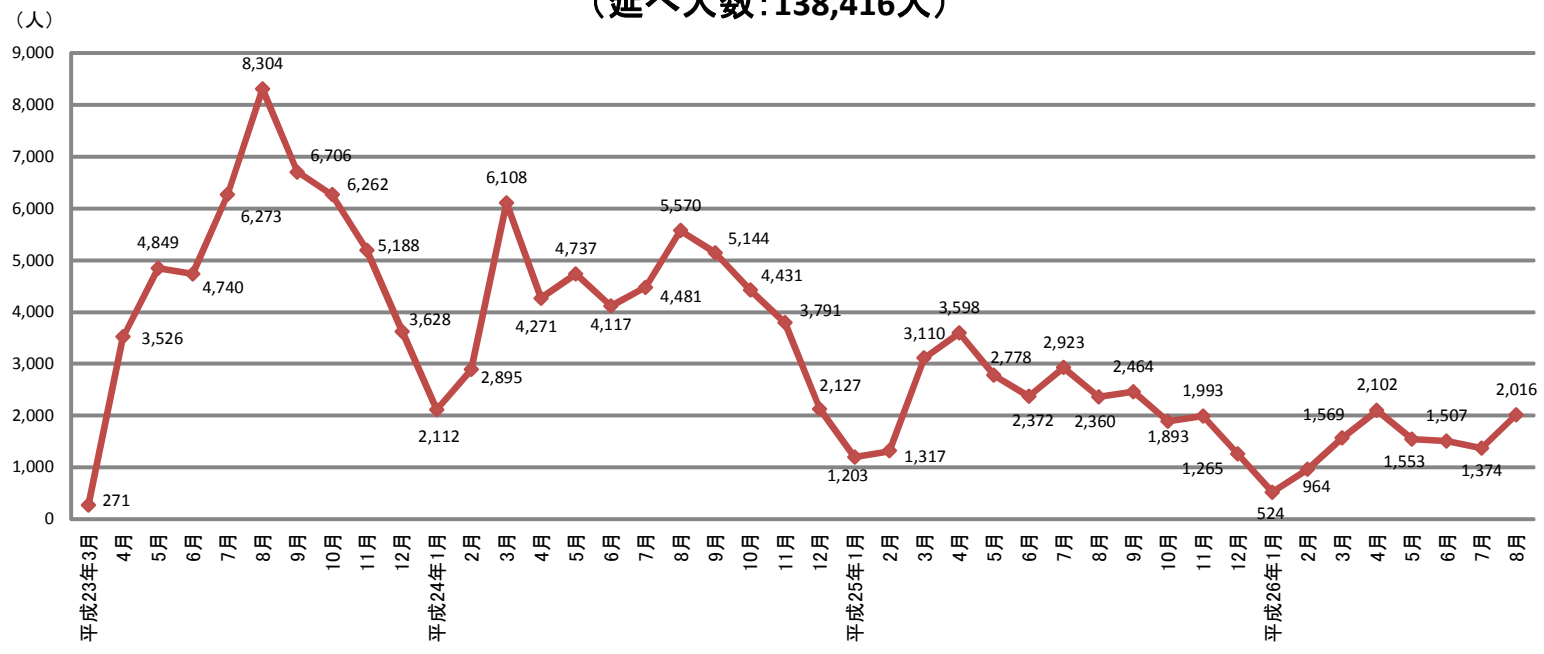
平成23年8月の約8,300人をピークに徐々にボランティア数は減っているが、例年3月や8月の休暇の時期にはボランティアが増える傾向が続いている。

また、ボランティアの活動内容は、震災直後は炊き出しや瓦礫の撤去が主でしたが、その後、田畑の堆積物の除去や除草作業の農業支援、ワカメや牡蠣の収穫作業などの漁業支援などに移ってきている。

■ 主な事例



(延べ人数: 138,416人)



6. 南三陸町の独自支援制度

東日本大震災で被災した住宅の再建に向け、これまでの国の支援制度に加え、主に町内で再建される方を対象に町の独自支援制度を追加することとなった。

右記の⑨～⑮が、町独自支援制度となる。

※※独自支援実施状況※※
(平成26年9月16日現在)

相談受付件数 344件
うち申請受付件数 282件
うち交付決定件数 282件

区分	番号	支援内容	支援上限額		
			適用項目		上限額 (万円)
住宅の移転	①	被災者生活再建支援金(加算支援金)を申請できます			200.0
	②	住宅の応急修理に係る費用を支給(申請受付はすでに終了しています)			52
	③	防災集団移転促進事業団地に集団で移転する際の住宅・土地の取得に係る借入金利相当額を助成するとともに従前住宅の除却・移転費を補助します(防災集団移転促進事業)	住宅取得	利子相当額	457.0
			土地取得・敷地造成		265.7
			除却・移転費	実費	80.2
	④	被災者に良好な公営住宅を供給します(災害公営住宅)			
	⑤	災害危険区域から災害危険区域外への個別移転を行う方に対して、住宅・土地の取得に係る借入金利相当額を助成するとともに従前住宅の除却・移転費を補助します(がけ地近接等危険住宅移転促進事業)	住宅取得	利子相当額	457.0
			土地取得・敷地造成		265.7
			除却・移転費	実費	80.2
	⑥	災害危険区域設定日前に町内の安全な場所に個別に住宅の移転を行った方に対して、住宅・土地の取得に係る借入金利相当額を助成するとともに従前住宅の除却・移転費を補助します	住宅取得	利子相当額	444.0
			土地取得・敷地造成		264.0
			除却・移転費	実費	78.0
現地修繕	⑨	災害危険区域設定日前に町外の安全な場所に個別に住宅の移転を行った方に対して、住宅・土地の取得に係る借入金利相当額を助成するとともに従前住宅の除却・移転費を補助します	住宅取得	利子相当額	100.0
			土地取得・敷地造成		
			除却・移転費	実費	
	⑩	災害危険区域外から町内のより安全な場所に個別に住宅の移転を行った方、現地で建て替えを行った方及び災害危険区域指定前に災害危険区域内に再建した方に対して、住宅・土地の取得に係る借入金利相当額を助成するとともに従前住宅の除却・移転費を補助します	住宅取得	利子相当額	300.0
			土地取得・敷地造成		
			除却・移転費	実費	
	⑪	災害危険区域外から町外に個別に住宅の移転を行った方に対して、住宅・土地の取得に係る借入金利相当額を助成するとともに従前住宅の除却・移転費を補助します	住宅取得・利子相当額	実費	100.0
			土地取得・敷地造成		
			除却・移転費		
	⑫	①生活再建支援金(加算金)及び②住宅の応急修理制度以外の制度を利用せずに町内で個別の住宅の再建を行った方に費用の一部を助成します	住宅取得・土地取得・敷地造成、除却・移転費用		(※)150.0
	⑬	全壊又は大規模半壊で、現地での修繕による再建を行った方に対して、修繕に係る借入金利相当額を助成します	修繕借入利子相当額		300.0
	⑭	半壊で、現地での修繕による再建を行った方に対して、修繕に係る借入金利相当額を助成します	修繕借入利子相当額		150.0
移転費等	⑮	全壊又は大規模半壊で、現地での修繕による再建を行った方に対して、修繕に係る費用の一部を助成します	修繕費用		(※)100.0
	⑯	半壊で、現地での修繕による再建を行った方に対して、修繕に係る費用の一部を助成します	修繕費用		(※)50.0
	⑰	災害危険区域外から町内の災害公営住宅又は民間賃貸住宅に移転を行った方に対して、除却・移転費用の一部を助成します	除却・移転費		30.0
	⑱	災害危険区域外から町外にて民間賃貸住宅に移転を行った方又は町外にて借入れを行わず再建を行った方に対して、除却・移転費用の一部を助成します	除却・移転費		30.0
その他の支援	⑦	被災者が町内の安全な場所に住宅を建築する際の水道敷設費の一部を助成します	第1止水栓までの給水装置		補助率1/2 100.0
	⑧	公共下水道及び漁業集落排水処理施設の受益者であった被災者が合併浄化槽を設置する場合において、その費用の一部を助成します	公共下水道(志津川・伊里前)		20.0
			漁業集落排水処理(波伝谷)		10.0
	⑲	他市町村で被災した方が本町で住宅を再建する際、住宅・土地の取得に係る借入金利相当額を助成するとともに従前住宅の除却・移転費を補助します	住宅取得	利子相当額	300.0
			土地取得・敷地造成		
	⑳	他市町村で被災した者が本町で住宅を再建する際、住宅・土地の取得等に係る費用の一部を助成	除却・移転費	実費	
			住宅取得・土地取得・敷地造成、除却・移転費用		(※)150.0

※ただし①および②控除後の額

7.地域の現状と課題について

7-1 継続的な財政支援

町では、震災から10年後となる平成32年度を目標年とする「震災復興計画」を策定し、様々な復興事業の実施を予定している。

その実現には、国による財政支援が不可欠であり、国の集中復興期間終了後の平成28年度以降も継続的な財政支援の確実な実行を要望していく。



《小泉進次郎復興大臣政務官へ要望活動》
平成25年11月24日、25日
平成26年3月6日



7.地域の現状と課題について

7-2 創造的復興に向けた支援①

「被災前と同規模・内容」での単なる復旧にとどまらず、町の将来の発展に資する施設の高度化など、創造的復興に向けた取り組みにも柔軟な対応が必要である。被災した魚市場は、産地間競争や消費者ニーズ等を考慮した「衛生管理型施設」としての復旧が不可欠と考える。

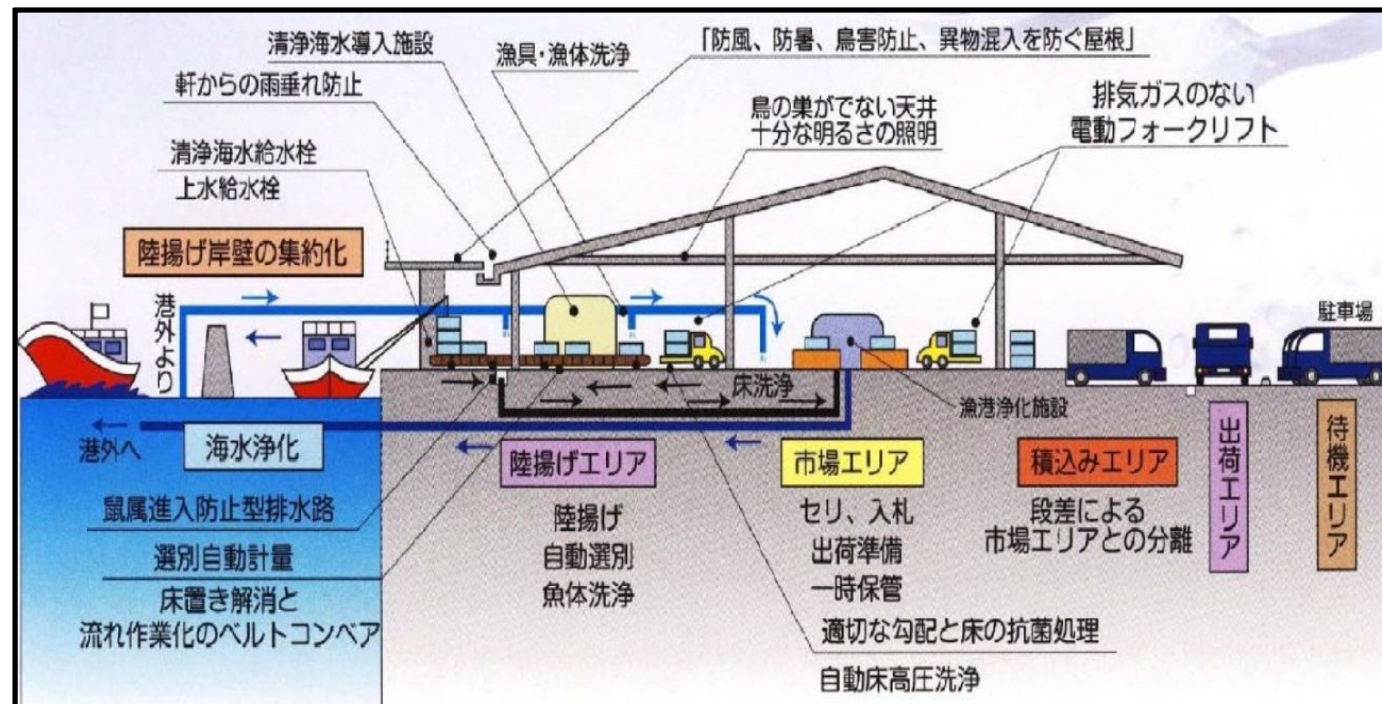


図 衛生管理型市場イメージ図

7.地域の現状と課題について

7-2 創造的復興に向けた支援②

浸水し災害危険区域となった区域(移転跡地)では防災集団移転促進事業等で買い取った土地が点在しているため、復興に向けた土地利活用の妨げとなっている。一方で、現行制度では都市計画区域外における整備手法が乏しく、かつての賑わいを創出するためにも、制度の柔軟な運用による土地の再編整理及び嵩上げが不可欠と考える。



戸倉地区折立

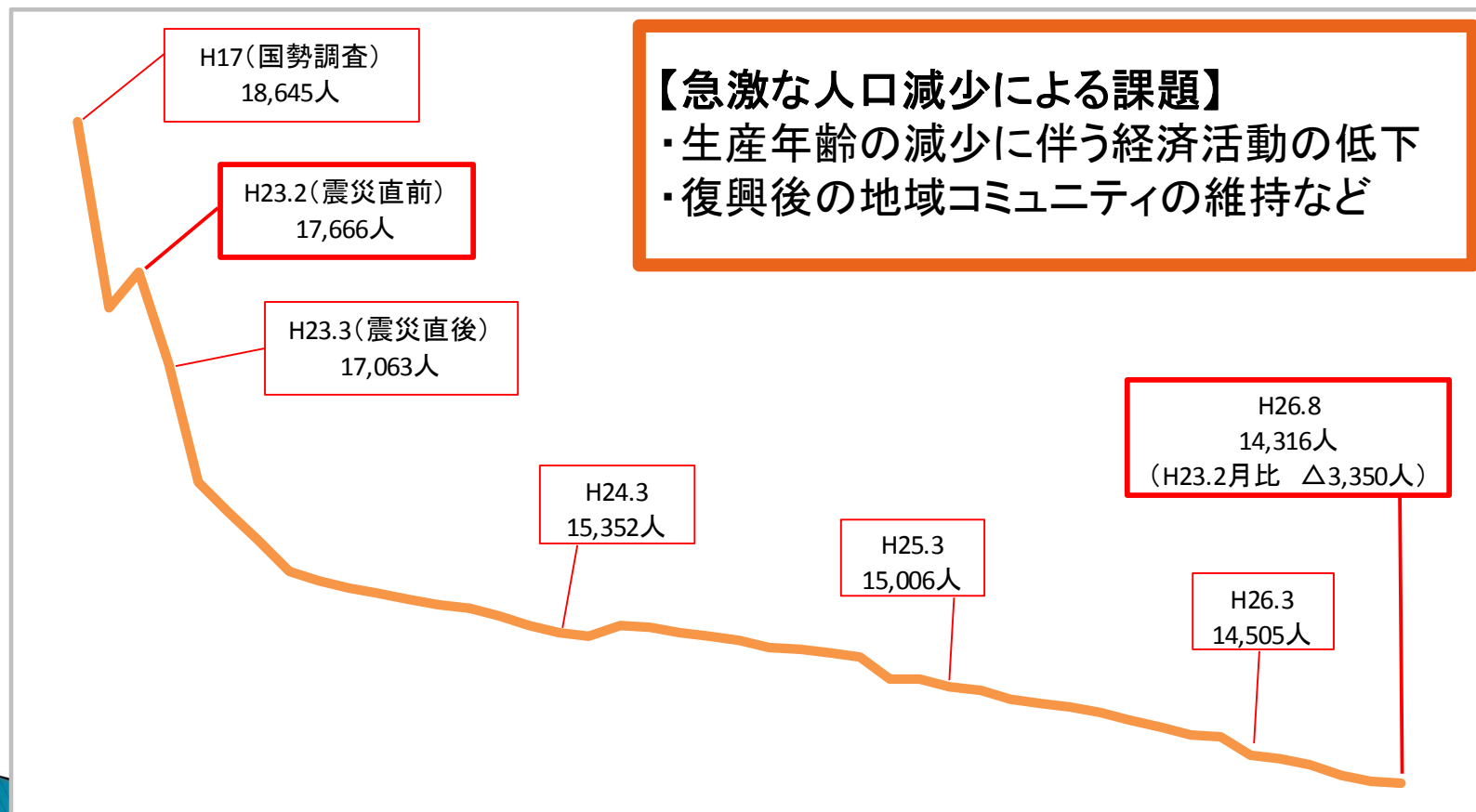


歌津地区伊里前

6.地域の現状と課題について

7-3 急激な人口減少

震災後、急激な人口減少が見られたが、急激な減少に歯止めがかかり、横ばいの傾向となっている。今後のまちづくりを進める上でも住まいの確保や人口流出を防ぐ方策が急務となっている。



資料:住民基本台帳

7.地域の現状と課題について

7-4 JR気仙沼線の早期復旧

JR気仙沼線の『鉄路復旧』にあたっては、津波安全対策のためのルート移設や、堤防整備に伴う線路のかさ上げなどが必要となり、膨大な費用がかかるため(JR東日本の試算では総事業費700億円)、その一部は行政に公的支援が求められている。



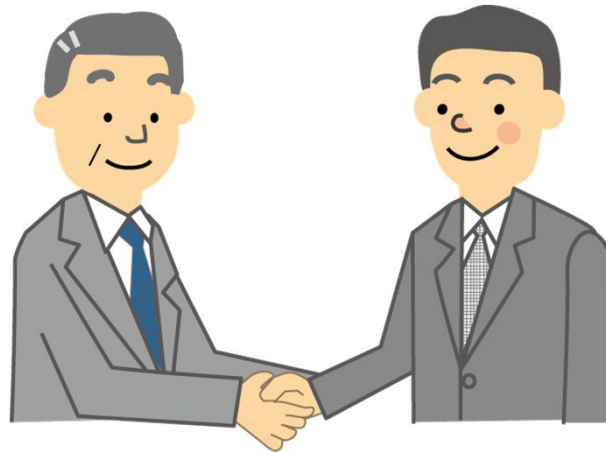
志津川駅のプラットフォーム
ホーム上を横切るのは津波に
捻じ曲げられたレール。

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%B0%97%E4%BB%99%E6%B2%BC%E7%B7%9A#BRT.E5.8C.BA.E9.96.93>

7.地域の現状と課題について

7-5 復旧・復興事業に要する人的支援

これから復興事業が本格化していくなかで、より一層の人的支援が必要となっている。



「地方自治法第238条の三（職員の行為の制限）」に関する問題

本条項は、復興事業に従事する職員に一律に適用されるか。

被災地においては、職員自身が被災しており、防災集団移転促進事業等の担当職員が、町民として参加し、宅地の売買等を行う場合もある。

7.地域の現状と課題について

7-6 グループ化補助金の期間延長

被害が甚大な漁港周辺では、地盤改良等が必要であるが復旧に時間を要する地区もあり、再建先が決まらないため、制度を利用できない者もいる。



グループ化補助金認定状況

1次	南三陸地区水産加工業復興グループ	④水産（食品）加工業型	8社
2次	南三陸町造船鉄工協力会	③地域に重要な起業集積型	10社
3次	南三陸町地域観光復興グループ	③地域に重要な起業集積型	15社
5次	南三陸商業グループ	③地域に重要な起業集積型	51社
5次	南三陸流通グループ	③地域に重要な起業集積型	15社
6次	南三陸社会資本整備グループ	③地域に重要な起業集積型	47社
6次	南三陸コミュニティグループ	③地域に重要な起業集積型	13社
7次	南三陸町里創建みらいグループ	③地域に重要な起業集積型	4社
10次	南三陸町里創建みらいグループ	③地域に重要な起業集積型	6社
10次	南三陸コミュニティグループ	③地域に重要な起業集積型	5社
* *	他市町申請分（6グループ）		15社
合計			189社

* 第4次は福島県内グループのみ

